

にほんブログ村

次世代を担う
子供たちのために



発行: まちづくり区画整理室

2号調整池の整備を実施します

令和6年度から令和8年度の完成を目指し、谷口橋付近の公園予定地の下に縦 37.5m×横 30.6m×内空高 4.5mの調整池の整備を実施します。

貯留容量は 4,265 m³で、25mプール約 12 杯分 (※)です。この調整池の整備により、周辺地域の浸水被害の軽減を見込んでおります。

(※25mプール 長さ 25m、幅 12m、深さ 1.2mを想定)

水路築造工事について

92 街区東側の水路築造工事を令和5年度から実施しており、当該工事の完成に伴い、上流区域の雨水排水性が高まることから、浸水被害の軽減が見込まれます。



北戸田駅西口駅前地区の整備について

令和5年度から引き続き、北戸田駅西口において電線共同溝築造工事を実施しており、今年度から北戸田駅西口広場の整備を予定しております。また、現ロータリー付近を駅前交流広場として、イベント可能スペースや滞在したくなる空間整備の設計を進めております。

なお、北戸田駅西口広場等の整備に伴い、市道第7016号線につきましては、車両通行止め(歩行者用道路)となります。



◇令和6年度分の工事予定

2号調整池工事のほかにも、都市計画道路約 209m、区画街路約 1491m、水路約 49mの工事を予定しております。

工事中、ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

☆ 使用収益開始状況 ☆

戸田都市計画事業 新曽第一土地区画整理事業
使用収益開始状況箇所図



令和5年度末現在の使用収益開始率は約84.1%となりました。

仮換地先の道路工事や物件の移転にあわせて、順次仮換地の使用収益を開始していきます。

建築等の計画がある場合は、事前にご相談ください

◇76条申請と地区計画の届出

新曽第一地区では建築物の建築、またその他の工作物の築造などの際は、施行者の許可（土地区画整理法第76条）が必要となります。一般的には使用収益の開始がされれば、特別な建築制限はありませんが、76条申請をしていただくこととなります。建物だけでなく工作物（塀や看板など）の設置の際にもこの申請は必要となりますので、ご注意ください。

また、まちづくりのルールを定めた地区計画の届出も必要となります。地区のエリアにより細かいルールが異なりますので、ご注意ください。

76条申請書及び地区計画の届出書については、市のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

◇所有権の移転等に関するお願い

売買や相続等により土地の所有者に変更がございましたら、所有権移転届出書のご提出をお願いいたします。

また、保留地をお持ちの方の住所が転居により変わった場合や、相続等で名義が変わる場合も同様に届出が必要となります。

区画整理Q&A

お問い合わせが多い「清算金」について、ご説明します。

【Q1】換地後に清算金が発生すると言われました。清算金とは何ですか？

A. 清算金とは、区画整理前の土地（従前地）と区画整理後の土地（換地）をそれぞれ評価し、区画整理後に生じた権利の過不足を、金銭により是正するためのものです。

【Q2】清算金の金額はいつ決まりますか？

A. 清算金の金額は、地区内の工事等がすべて完了した際に行う換地処分公告日の翌日に確定します。

また、その清算金の金額は、「清算金等金額通知書」によって確定後通知します。

【Q3】現時点で清算金の額はわかりますか？

前述のとおり、金額は現時点ではお答えできません。しかし、確定した値ではないですが、目安として、区画整理前後に生じた権利の過不足を面積としてお伝えすることはできます。

ご不明な点がございましたら、まちづくり区画整理室までお問い合わせください。

■お問い合わせ先

まちづくり区画整理室

戸田市上戸田1-18-1 3階27番窓口
TEL 048-441-1800 FAX 048-433-2200
E-mail matikukaku@city.toda.saitama.jp

